

仕 様 書（企画提案用）

I. 事業の件名

地域の観光資源を活用したプロモーション事業

「Step into “Greater Tokyo”：首都圏エリアへの FIT 誘客プロジェクト 2021-2022
～バーチャルツアー及び SNS による情報発信～」

【対象国・地域】

欧米豪アジア（英語圏）

【連携先】

水郷三都観光推進協議会、埼玉県、山梨県笛吹市、一般社団法人みなかみ町観光協会、
公益財団法人東京観光財団、東武鉄道株式会社

II. 事業の概要

1. 事業の目的

関東運輸局は、上記連携先と共に、1都8県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県）を“Greater Tokyo”として魅力を訴求し、訪日旅行者の増加及び回遊性の向上を図る。知名度を問わず、当該地域で体験できるアクティビティ、文化、温泉、食、自然鑑賞、名所旧跡の魅力を PR し、実際の訪問をより促すため、バーチャルツアーの生配信及びアーカイブ配信を行う。AR エフェクトを利用した観光地等の PR の作成・広告配信を行う。

2. 事業内容

企画提案にあたっては、以下の（1）～（2）に掲げる業務の内容を踏まえ、実施方法・手順・留意点等を含めた業務実施方針を明示した提案を行うこと。また、観光庁及び JNTO 発表の市場別プロモーション方針に沿った提案を行うこと。

（市場別プロモーション方針 http://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000054.html）

（1）オンライン配信システムを用いたバーチャルツアー事業（事業規模：440万円程度）

① 業務の内容

ア 概要

令和3年6月から令和4年3月までの期間中に連携先の魅力を訴求するため事前に取材、動画撮影等をしそれら素材内容を基にオンラインにて生配信を1回実施すること。配信内容に関しては連携先の希望を加味し時間内に最大限のPRを実施すること。

イ 実施日時

実施日時は、対象国・地域の現地時間や配信会場の時間などを考慮し、最適な時間を設定すること。

なお、実施の所要時間は60分から120分程度とし、別紙1の連携先の魅力を伝えるバーチャルツアーを配信すること。

ウ 配信言語

配信は英語で実施すること。

② 業務の範囲及び内容

バーチャルツアーを運営するため、以下の業務を行う。

- ア 連携先との事前打ち合わせ等
業務の推進について、別紙 1 を参考に関東運輸局及び連携先と協議の上決定すること。生配信で放送する各連携先のバーチャルツアーは生配信で活用できるようスケジュール調整し、事前収録しておくこと。また、事前収録で施設等を取材（紹介）する場合、取材箇所には適宜連絡及び調整を行い、取材先の撮影許可等（取材場所の調整、著作権処理、その他今般事業の取材前から映像配信に係る一切の許認可、届出、調整等）を取ることを。
- イ 配信及び収録会場の手配、調整
安定的に配信できるようインターネット回線の提供等、万全の環境を整えること。（配信内で動画再生の実施について想定すること。）また、配信に当たっては、セキュリティに十分配慮したウェブ会議システムを使用すること
- ウ 広告配信
対象国に視聴参加を募る周知を事前に行うこと。周知にあたっては、より効果的な広告を作成、配信すること。
- エ MCの手配
生配信をモデレートする英語対応可能なMCを手配すること。①イの実施日時に合わせて対応できる人数を確保すること。また、生配信中に視聴者から質問が来ることを想定して、MC 自ら日本語で連携先に質問をし回答を得るなどの配慮をすること。
- オ 運営マニュアルの作成
関係者用に運営マニュアルを作成すること。開催概要、事務局連携体制、進行シナリオ、リスク対応などを含むこと。
- カ リハーサル
当日の円滑な進行ができるようリハーサルを実施すること。尚、当日参加する各連携先担当者はオンラインでの参加など希望に沿ったリハーサルとすること。
- キ 配信会場の装飾
配信に必要な会場のレイアウトや準備をすること。
- ク アーカイブ配信
配信映像（生配信動画及び各連携先のバーチャルツアー動画それぞれ）が事後も視聴できるようなプラットフォームを確保し生配信後から令和 4 年 3 月 11 日（金）までの期間中アーカイブ配信をすること。アーカイブ配信の期間は最低 90 日以上とすること。尚、プラットフォームのアーカイブ再生目標数を提示すること。
- ケ 当日運営
- (ア) 配信会場
生配信に適した配信会場を確保すること。また、当日は感染症対策が講じられていてソーシャルディスタンスが保てる十分なスペースの会場を確保するよう努めること。また、安全対策を考慮し人数を制限する等の配慮をすること。
- (イ) 配信会場設営
円滑な配信を実施するために必要なスタッフを配置し、配信機材の設置、操作を実施すること。
- (ウ) 生配信
生配信は MC と協力の上、連携先の観光地・バーチャルツアー内容の魅力を最大限伝えるような構成とすること。また、トラブル等により生配信の実施が難しい場合、関東運輸局及び連携先と協議の上で別日程に実施、あるいは配信日に生録画等の代替策を講じること。

(I) 写真・映像録画

事後の広報活動等に用いる画像とするため、配信の様子を画像撮影あるいは映像の録画を行うこと

(f) 会場撤去

上記(i)で設置した機材等を含めて不備無く会場の撤去を実施すること。

コ 事後対応

(f) 事業の実施状況、記事掲載実績等の効果測定・実施報告書等に関することの把握・データ収集・報告及び成果現物（映像）を関東運輸局及び連携先へ提出すること

(i) 配信内容は日本語に翻訳した要約文書を成果現物とする。

(i) 配信内容は日本語に翻訳した要約文書を成果現物とする。

(ii) 関東運輸局及び連携先が、配信した動画をウェブサイト等自らのメディアで二次利用できるように、権利関係を明確にしておくこと。

(i) 取材をした施設を配信した場合は、該当施設あてに配信内容を情報提供すること。

(ii) 視聴者に対してデジタルにてアンケートを実施し、集計資料作成を行うこと。内容については、関東運輸局及び連携先の確認を受けることとし、今後の訪日観光客増加に向けた検討材料となるようなものとする。

③ 企画提案内容

ア 配信会場及び収録会場を複数提示し、選定理由を具体的に明記すること。

イ MC の選定理由を具体的に明記すること。

ウ 生配信の構成内容を具体的に明記すること。

エ プラットフォームの選定理由及びアクセス目標値を具体的に明記すること。

オ 対象国・地域の B2C 顧客に対する視聴者数の目標値を提示すること。

カ 広告手法について具体的に提示すること。また、周知方法に関して時間帯、回数等の具体的な提案をすること。

キ 想定するアンケート項目を企画提案書に明記すること。

ク 上記に加えて、事業目的を達成するため、より効果的な企画等があれば提案を行うこと。

(2) SNS(Instagram)内における AR エフェクト配信事業（事業規模：140万円程度）

① 業務の内容

ア 概要

Instagram のストーリーにおいて AR エフェクトを利用した観光地の PR を作成、広告配信すること。AR エフェクトは GreaterTokyo のサイト URL 等を入れ込み GreaterTokyo 事業の認知度を高めるような工夫をすること。通常投稿回数は 10 回以上とし、最終媒体接触者数（リーチ数）は最低 6,000 人以上とする。なお、オンライン広告手法については、関東運輸局及び連携先と調整の上で決定すること。

イ 実施時期

実施時期は、AR エフェクト開設後から令和 4 年 3 月 11 日（金）までの期間中で適切な時期とし、関東運輸局及び連携先と調整の上で決定すること。

② 業務の範囲及び内容

AR エフェクトを運営するため、以下の業務を行う。

ア アカウント開設

Instagram のアカウントを開設すること。既存のアカウントでも可能とする。

- イ AR 素材
AR の素材は外国人旅行者に連携先観光地の魅力を伝える高品質の素材を活用・準備すること。連携先は別紙 2 を参照のこと。
- ウ AR エフェクトの作成
連携先観光地の魅力を効果的に伝えるような AR エフェクトを作成すること。
- エ スケジュール作成・実施
通常投稿回数 10 回以上、最終媒体接触者数（リーチ数）最低 6000 人以上を達成できるようにスケジュールを組み実施すること。
- オ オンライン広告
最終媒体接触者数（リーチ数）最低 6000 人以上を達成できるような効果的なオンライン広告を実施すること。
- カ 月例報告
 - (ア) 広告の表示回数、クリック数、クリック率等の数値、SNS リーチ数の PR 効果を毎月 1 回程度、関東運輸局及び連携先に報告すること。また、必要に応じその結果に応じた改善策を実施すること。
 - (イ) Instagram エフェクトの効果測定において、解析項目を事前に提案し関東運輸局及び各連携先と協議した上報告すること。
- キ 広告の実施状況を確認するため、広告媒体管理画面のカスタマーID とパスワードを関東運輸局及び連携先に報告すること。

③ 企画提案内容

- ア AR エフェクトを利用した観光地の PR 例を具体的に明記すること。また特筆すべき機能があれば記載すること。
- イ 広告手法について具体的に提示すること。
- ウ 通常投稿回数と最終媒体接触者数（リーチ数）の目標値を提示すること。
- エ 上記に加えて、事業目的を達成するため、より効果的な企画等があれば提案を行うこと。

3. その他留意事項

- (1) 各事業において、運営、管理、庶務を行うこと。
- (2) 事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- (3) 本事業の業務遂行に重要な役割を果たす優れた経験及び能力を有する予定担当者を明確にし、常態的に関東運輸局及び連携先との連絡調整等を密に行えるものであること。
- (4) 本事業は、関東運輸局及び連携先と十分に協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度関東運輸局及び連携先と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、関東運輸局及び連携先は、作業期間中いつでもその作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。
- (5) 本業務で発生した制作物等の著作権は関東運輸局及び連携先に帰属する。
- (6) 本業務により得られた全著作物（第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く）について、関東運輸局または連携先は受注者及び掲載施設等の許可なく無償で使用・加工ができるものとする。

- (7) 本業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本作品の制作に關与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (8) 本業務に使用する映像、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に關する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。
- (9) 上記(5)～(8)の規定は、本業務の一部を第三者に委託した場合においても適用する。受注者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に關する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (10) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再投稿、再放送等必要な措置を講じること。
- (11) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (12) EU 一般データ保護規則 (GDPR) 対象地域で実施する事業については、同規則を遵守して業務を行うこと。
- (13) 本業務の実施に係る責任は全て受注者が負うこと。
- (14) 緊急時の連絡体制を構築し、必要に応じて関係者と情報を共有すること。
- (15) 本業務実施にあたって、業界別に策定されている新型コロナウイルス対策ガイドラインを遵守すること。
- (16) 緊急事態措置を実施すべき地域及びまん延防止等重点措置を実施すべき地域においては、各種会議、打ち合わせ等は、極力 Web 会議システムを活用し、対面で行うものは真に必要なものに限定するとともに、実施する場合も最低限の人数・時間で行うよう配慮すること。

Ⅲ. 中間報告会実施及び効果測定、成果物

1. 中間報告会を実施し、事業の実施状況がわかる資料を基に報告を行うこと。
2. 効果測定の実施

バーチャルツアーは(1)コ(オ)のアンケート結果、AR エフェクトはリーチ数や GreaterTokyo サイト流入数等に基づく集計・分析をすること。
3. 事業の進捗管理及び目標、成果については、入力し、管理することがある。詳細については、受注決定後に関東運輸局が必要に応じて別途指示するので、対応すること。
4. 実施事業におけるデータ等の還元について、別途公表している「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」及び各種データ等還元提出フォーマットに従って、それぞれの業務毎に関東運輸局の指示する形式にてデータを納品すること。
 (https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kankou/kankou/gaikokujin_zoudai.html)
5. 成果物の作成
 - (1) 提出物
 - ① 本事業実施報告書／効果測定書電子データ (報告書を記録した電子媒体)
 関東運輸局 1部 連携先 各1部 合計7部
 (電子媒体は CD 又は DVD とし、Microsoft Word2013、Microsoft Excel2013、Power Point2013 において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方で保存するものとする。)
 - ② 電子データとしては、本編の他に事業の概要を簡潔にまとめた A4判カラー1枚を作成すること。報告書の用紙等は、グリーン購入法の判断の基準等に基づき、環境負荷

の低減に配慮すること。

③成果現物（上記項目Ⅱ. 2.（1）②コ及び（2）②カに記載のもの）

関東運輸局 1部 連携先 各1部 合計7部

（イ）電子媒体はDVDとし、パソコン上で再生できる形式で保存するものとする。

④報告書等の作成にあたっては、事前に監督職員の承認を受けること。

（2）提出期限

本事業実施報告書及び事業効果測定書電子データ・・・令和4年3月18日（金）

（3）提出先

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎

国土交通省関東運輸局観光部国際観光課及び各連携先